

平成 20 年度 財団法人新宿区生涯学習財団第 4 回評議員会議事録

1 日 時 平成 20 年 12 月 22 日 (月) 午後 2 時から

2 会 場 新宿コズミックセンター5 階 大研修室

3 出席者 (評議員現在数 16 名 定足数 11 名)

評議員 雨宮 武彦	評議員 今泉 清隆	評議員 江口 敏夫
評議員 大浦 正夫	評議員 大野 哲男	評議員 小菅 知三
評議員 小松 政子	評議員 佐原たけし	評議員 鈴木豊三郎
評議員 根本 二郎	評議員 平間しのぶ	

書面表決者

評議員 阿部 正幸	評議員 濱田 幸二	評議員 中澤 良行
評議員 山田 秀之		

事務局

小野寺事務局長	林歴史博物館館長	諏訪経営課長	世良事業一課長
青木事業一課長補佐	森事業二課長	鈴木学芸課長	岸田主任主事
堂元主任主事	武富主任主事	粟屋主任主事	堀田主任主事
岡田主任主事	内藤主任主事	庭山主事	

4 議長の選出

年度当初の評議員会における互選に基づき、江口評議員が議長として選出された。

5 定足数の確認

評議員現在数 16 名中 15 名出席(書面表決者 4 名を含む) 寄附行為第 27 条第 2 項の規定により、評議員会は有効に成立していることを確認した。

6 開会宣言

7 議事録署名人の選出

寄附行為第 28 条の規定に基づき、今泉評議員及び大野評議員の 2 名を議事録署名人として選出した。

8 議題

諮問第 13 号 財団法人新宿区生涯学習財団財務規程の一部を改正する規程(案)について

諮問第 14 号 財団法人新宿区生涯学習財団就業規程の一部を改正する規程(案)について

諮問第 15 号 財団法人新宿区生涯学習財団職員給与規程の一部を改正する規程(案)について

諮問第 16 号 財団法人新宿区生涯学習財団契約職員就業規程の一部を改正する規程(案)について

諮問第 17 号 財団法人新宿区生涯学習財団パートタイム労働者就業規程の一部を改正する規程(案)について

その他

9 議事の経過の概要及び結果

(1) 諮問第 13 号 財団法人新宿区生涯学習財団財務規程の一部を改正する規程(案)について事務局より、諮問第 13 号について資料に基づき説明を行った後、質疑に入った。

雨宮評議員

責任者は理事長であるが、理事長は今後どのように関わるのか。

小野寺事務局長

決算の認定に附する以前の、議案として送付する際に理事長が最終確認のうえ、正式に議案として提案するという形となる。

雨宮評議員

2ヶ月から3ヶ月へと変更することについて。外部監査も導入し、より透明性を高めるとのことであるが、より正確な決算事務を行うためには、3ヶ月に変更する必要があるとの理解でよいか。

小野寺事務局長

区の出納閉鎖期間までは前年度の金額は動く訳であるが、5月末を以て、区への清算に伴う返還金額等が確定する。それらを含めて、外部監査法人が最終的な経理・財務状況を精査して意見を出すという点では一定の時間が必要となるため、事務的な時間の関係でこのように変更せざるを得ない。

雨宮評議員

了解した。

以上の質疑のあと、諮問第 13 号について原案どおり全員一致で可決した。

(2) 諮問第 14 号 財団法人新宿区生涯学習財団就業規程の一部を改正する規程(案)について事務局より、諮問第 14 号について資料に基づき説明を行った後、質疑に入った。

小菅評議員

地域スポーツ団体・町会・自治会は、当財団職員の知識・技能に大いに期待しており、派遣されることによって大変助かっている。この改正により、職員全体に対して派遣の制限が厳しくなるという解釈が生ずるのか。職員も本来業務があると思うが、地域・職域で幅広く派遣要請に応じて指導を行うことは、職員自身の資質向上に繋がると思う。規制するのではなく、従来通り活用したいと考えているが如何か。

諏訪経営課長

地域団体の支援は、財団の重要な業務の一部であるので、その際には本来業務として従事してもらう。特に厳しくなるというものではない。

小菅評議員

従来通りとの理解でよいか。

諏訪経営課長

そのとおりである。

根本評議員

他の業務に就くとは職業のことか。財団職員には地方公務員法は適用されないが、ここで独自の規程として掲げているのか。

諏訪経営課長

ボランティア活動や裁判員制度に従事する場合などは、職務専念義務免除として理事長が特に認める事となる。その他、財団の職務と想定出来ない場合については、許可を得たうえで従事する必要があるという事である。

根本評議員

過去にそのような事例があったか。

小野寺事務局長

類似した事例で言えば、職員の有するスキルを頼りに、ボランティアのような形でサークル・チームに対して指導員として出て欲しいという話があった。それに対し、当初から予定されている自らの休暇を充てたとしても急遽財団業務が発生する場合もある。その際には財団の業務が優先され、職務専念義務はそこまで及ぶという考え方を持っている。ややともすると、無給でボランティア活動を行

っているので、同等の質のものだとの意見が出たことも過去にはあった。しかし、無給のボランティアであったとしても財団業務が第一であり、財団業務に支障の無い範囲内で理事長が許可を与えるというものである。

根本評議員

その辺りは非常に微妙である。例えば職員が少年野球チームの監督をしているとする。日曜の指導中に緊急の呼び出しがあった場合には、労働時間外という事で拒否することが出来るのではないか。ボランティア活動までも拘束されるとなると職員も困るのではないか。

小野寺事務局長

例えば、先程の説明の中でシフトの話をした。財団全体の業務が円滑に進むよう、前月中にシフトを組むわけであるが、その際に、「財団業務ではない自身の他の業があるためにシフトは困る」という事ではなく、財団業務を優先して欲しいという事である。

根本評議員

これについては就業規則などで補うものではないか。先程の少年野球の話で、休みである土日の指導中に緊急事態だから出て来いと言われれば、それは出て行くであろう。しかし、人が少ないから出て来いと言われた場合にはどうなのか。

小野寺事務局長

財団職員には公務員と同等のレベルを要求している。公務員は、自宅が農業を営んでいる場合でも、それに従事する際には兼業許可を得る事とされている。ここでは有給・無給という表現を用いたが、有給・無給に関わらず、職務専念義務が優先されるという事をあらためて述べており、現在公務員に適用される解釈と全く同等である。

根本評議員

もう一度、別の角度から確認したい。他の業に就くというのは、職業の事を言っているのならわかる。しかし少年野球の監督等をボランティア等に従事する場合については、ここで言う「他の業」に含まれないのではないか。ボランティアは該当しないという事であれば話はわかる。

小野寺事務局長

線引きは非常に難しいところであると思う。財団職員が頼られて定期的に従事し、財団業務と重なった場合に、業務よりもそちらに従事するような事例も若干あった。しかしながら財団業務に従事することの方が優先度は高いということである。勿論、職員間で調整が可能である場合は考慮するのは当然であると思う。ここでは、より分かり易くするために整備したものである。

根本評議員

この場合、有給休暇を申請すれば問題はないのか。

小野寺事務局長

業務に支障を来すようであれば、時期変更権により別の日に変えることも可能性としてはある。しかし職員間で調整出来るのであれば、有給休暇を有効に利用するのも大切な事であるので、配慮したいと考えている。

根本評議員

最後に確認するが、各種ボランティアに従事することを規制するようなものではないという事でよいのか。

小野寺事務局長

そうです。

雨宮評議員

職員は土日に出勤することが多いと思うが、振替は取得出来ているか。

小野寺事務局長

きちんと取得出来ている。

雨宮評議員

それは給与に反映する形は取らずに、基本的には振替を取るという形か。

小野寺事務局長

振替を基本としている。今回提案させていただいたのは、振替をせずに、本来の自分の勤務日とすることにより、振替という行為自体が必要なくなる。また、土日に従事する事が多いため、振替を取得することで、年次有給休暇が取得しづらい面もある。労働実態に合った制度を組み立てる事とともに、時間外勤務を増やさないことを兼ねて、このシフト制を導入することとした。

雨宮評議員

財団では、区では出来ない事業をやらせてもらっている反面、区の制約を受ける部分もあると思う。

このシフト制を採用することにより、勤務時間を管理していくという理解でよいか。
小野寺事務局長
そうである。

以上の質疑のあと、諮問第 14 号について原案どおり全員一致で可決した。

(3)諮問第 15 号 財団法人新宿区生涯学習財団職員給与規程の一部を改正する規程(案)について
事務局より、諮問第 15 号について資料に基づき説明を行った後、質疑に入った。

雨宮評議員

区の職員は地域手当が存在するが、財団職員はそれがなく、4~5 千円下がっている。区に準ずるとすれば仕方ないのかも知れないが、一生懸命頑張っているのに少し気の毒に思う。あまり区に準じなくてもよいのではないか。

小野寺事務局長

当初から、地域手当及び給与の問題についてこのような動きになることは承知していた。特に民間の同類・同規模の事業所等と比較して、給与やそれ以外の部分についても定めている状況であり、下がるという事実はあるものの、それらの事業所に近づいてきたと言える。今回の改正点ではないが、財団給与規程の一例を申し上げますと、子ども手当や住宅手当など、個々を比較すると区のそれよりも多く支給している部分もある。全体として民間事業者に近いところでバランスを取って職員の処遇を考えるとこの事を人事給与規程改正のなかで行ってきた。現在計画の途中ではあるが、当初より予定していた形で推移している。

以上の質疑のあと、諮問第 15 号について原案どおり全員一致で可決した。

(4)諮問第 16 号 財団法人新宿区生涯学習財団契約職員就業規程の一部を改正する規程(案)について
事務局より、諮問第 16 号について資料に基づき説明を行った後、質疑に入った。

根本評議員

差し替え資料の中に次の各号に 1 に該当する場合とあるが、これは何か。

小野寺事務局長

当初送付の資料に該当部分が含まれていなかったため、本日差し替えさせていただいた。そちらをご参照いただきたい。

雨宮評議員

職務専念義務免除について規則に定めるとあるが、具体的にどのような場合が該当するのか。

諏訪経営課長

職員が財団または新宿区若しくは区が設立した外郭団体等で行う研修を受ける場合、報酬を得ずに区または区以外の機関が主催する講演会等において生涯学習事業等に関する講演を行う場合、職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合、職務上必要な資格試験等を受験する場合。その他理事長が特に必要と認める場合、以上である。

以上の質疑のあと、諮問第 16 号について原案どおり全員一致で可決した。

(5)諮問第 17 号 財団法人新宿区生涯学習財団パートタイム労働者就業規程の一部を改正する規程(案)について

事務局より、諮問第 17 号について資料に基づき説明を行った後、質疑に入った。
特に質疑なく、諮問第 17 号について原案どおり全員一致で可決した。

10 事務局からの報告事項等

小野寺事務局長

配布資料の中の契約職員給料表の改定及び改定理由について。一つはベースアップを行うものである。各号級において一律、月額8千円のペアを行う。もう一つは、契約職員の中でも現在は職務の質・責任の度合い等に応じて主任・副主任手当として支給しているものを、新たに号級として設けた。見直しを行った理由は、区の他職の給料の水準・都の賃金統計・財団がこれまで培ってきた、実施してきた業務により得た業績の確保・その他を勘案したうえで、このような処遇にすることが職員のモラル維持・向上に必要なだと判断し今回の改定を行った。参考までに、主任の最高給については34万円の水準までアップ出来たことから、職員と同等の業務に従事する者についての月額給与は、それなりに処遇をされる内容に改まったのではないかと考えている。今後も職員には、従前どおりモラルを維持し頑張ってもらいたいと考え改定を行った。

もう一点は、既に報道等でご存知かと思われ、ご心配をお掛けしていると思い説明をさせていただく。明年1月25日に実施の新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン大会について、朝日新聞の多摩版・都内版において「陸連の公認外れる」との報道が出された。本大会は「公認コース」として日本陸上競技連盟の承認を得ているので公認コースで実施する。公認コースで実施をし、記録(計測)を行うが、地域の陸上競技協会が運営組織に参加しないため「公認記録」が得られない事になる。我々は計測により公認記録と同等のもの出すわけであるが、本大会の記録を他の大会で利用する場合、公認記録ではないため参考記録扱いとなる。

何故このような事になったかという、これだけの規模に育ってきた大会を、整然とまた参加者満足度をより高めて実施するために、より相応しい人物(宇佐美彰朗氏)に実行委員長をお引受けいただいたということである。これまでの実行委員長は新宿区陸上競技協会の会長であり説明を行ったが、その理由に納得が出来ないために全面的な協力体制が組めないこととなり、このような報道となった。先日、地元の新宿区新聞にも同様の内容で掲載されている。十分な説明が出来ない状況ではあるが、以上報告させていただく。

根本評議員

「派遣切り」と言われる現在の状況のなかで、財団にも何か影響があるか。

小野寺事務局長

ご本人に意欲があり事業遂行に必要であれば、出来る限り契約更新を行って、長く勤めていただきたいとの思いから給与改定を行った。当面、現在の社会問題のような状況は財団にはない。

大浦評議員

マラソンに関して。今回の財団の決定は正しいと思う。区民だけが対象なら別だが、大会が成長する過程において、今回の選択は正しいと考える。

雨宮評議員

新宿区の陸上競技協会は一切協力しないのか。役員の確保が困難になるなどの支障は生じないか。

小野寺事務局長

区陸上競技協会に対して従前どおり協力団体として参加することへの働きかけを行っており、今でもそのように願っているが現状はそうではない。我々が一番心配していたのは、競技参加者のみならず、あの場に参加して楽しんでいただく区民の皆さんの満足度の確保であり、そのために準備を進めてきた。区陸上競技協会以外の団体・個人から大変多くの協力を得る事ができ、十分な運営スタッフを確保し万全の体制を築いて準備を進めている。またハーフは1カ月で締め切り、健康マラソンは規模も拡大するという状況に加え、住民の方々による組織の全面的な参加・応援も受け、まさに区民の祭典として育ってきており、昨年度以上の盛り上がりの中で実施できる見込みが立った。しかしながら今回の報道を受け、もし仮に公認記録を得られない事を理由として参加を辞退される場合には参加料の返金に応じる予定であるが、現在は皆無である。むしろ、参加辞退者を期待する繰り上げに対する問い合わせが多いのが実情である。

大浦評議員

大会の名称も変更してはどうか。

小野寺事務局長

ご意見は参考にさせていただく。

これをもって、平成20年度第4回財団法人新宿区生涯学習財団評議員会は終了となった。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、議長及び議事録署名人は次のとおり署名する。

平成 年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人